

徳島県告示第二百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和六年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和六年五月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

第一回 令和六年七月二十八日（日曜日）午前十時から

第二回 令和六年九月一日（日曜日）午前十時から

第三回 令和六年十月二十日（日曜日）午前十時から

第四回 令和七年一月二十六日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

会 場 名		場 所
徳島会場	第一回	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
阿南会場	第一回	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
美馬会場	第一回	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同

三 狩猟免許申請書の提出期間

第一回 令和六年六月十日（月曜日）から同年七月五日（金曜日）まで

第二回 令和六年七月十六日（火曜日）から同年八月九日（金曜日）まで

第三回 令和六年九月二日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで

第四回 令和六年十二月二日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部